

1 改正理由

地方税法等の一部改正に伴い、改正後の同法に対応した内容とするため、改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 個人市民税

ア 公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務者の範囲を拡大します（第36条の3の3関係）。

イ 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例を令和9年度以降も適用します（附則第6条関係）。

ウ 所得税（国税）における住宅ローン控除の期間延長に伴い、所得税額から控除しきれなかった額を控除限度額（9万7500円）の範囲内で個人市民税から控除する特例措置について、令和25年度分の個人市民税まで及び居住年が令和12年であるものまで延長します（附則第7条の3関係）。

エ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、譲渡した土地が地すべり防止区域等内にある場合は、特例を適用しないものとします（附則第17条の2関係）。

オ 特定暗号資産に係る譲渡所得等について、他の所得と分離して、税率を100分の3とする規定を新たに追加します（附則第19条の3関係）。

(2) 固定資産税

ア 物価指数等の上昇を踏まえ、家屋及び償却資産の免税点を引き上げます（第 5 7 条関係）。

区 分	現 行	改正後	変更内容
土 地	3 0 万円	3 0 万円	変更なし
家 屋	2 0 万円	<u>3 0 万円</u>	引上げ
償却資産	1 5 0 万円	<u>1 8 0 万円</u>	引上げ

※ 免税点：同一人が所有する市内の固定資産に係る課税標準額が、一定額未満の場合は固定資産税を課税しないもの

イ 特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、ペロブスカイト太陽電池及び洋上風力発電設備に係る特例率を拡充するなど、特例措置の割合を改めます（附則第 1 0 条の 2 関係）。

対象設備	設備区分	特例割合	
		現 行	改正後
特定再生可能 エネルギー発電 設備	太陽光発電設備	3 分の 2	2 分の 1 (国の参酌基準)
	水力発電設備		
	地熱発電設備		
	バイオマス発電設備		
	特定風力発電設備（再エネ海域利用法に基づくもの）	7 分の 6	5 分の 3 (国の参酌基準)

	特定風力発電設備（港湾法等に基づくもの）	4 分の 3	3 分の 2 (国の参酌基準)
	特定地熱発電設備		

※ 再エネ海域利用法：海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律

(3) その他所要の改正を行います。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 9 年 1 月 1 日ほか

(2) 経過措置

改正内容に応じた所要の経過措置を講じます。